

平成23年度近畿農政局発注者綱紀保持委員会（第1回）議事概要

月 日 平成23年9月30日（金）書面議決

出席者
(決裁者) 局長、総務部長、総務部総務課長、総務部人事課長、総務部会計課長、
企画調整室長、消費・安全部消費生活課長、生産部生産振興課長、
経営・事業支援部担い手育成課長、農村計画部農村振興課長、
整備部設計課長、統計部調整課長

概 要

1. 平成22年度発注者綱紀保持対策の実施状況について報告（別添1）
2. 平成23年度発注者綱紀保持対策の実施について決定（別添2）

平成23年度発注者綱紀保持対策の実施について

1 発注者綱紀保持講習等の実施について

近畿農政局における発注者綱紀保持講習等については、以下のとおり。

(1) 平成23年度近畿農政局発注者綱紀保持講習

本局、管内地域センター及び事業（務）所の管理監督者及び発注担当職員を対象とする。

なお、この講習を受講した管内地域センター及び事業（務）所の管理監督者については、所属の官署において、未受講の対象者に対し伝達講習を実施するものとする。

①実施時期等

年2回、10月及び1月を予定。

②実施場所

近畿農政局会議室

③講習項目（予定）

- ・独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法について
- ・農林水産省発注者綱紀保持対策について
- ・コンプライアンスについて

(2) その他

①上記1の講習に加え、発注に関係する者の会議においても、説明の場を設けることとする。

②講習受講者については、発注者綱紀保持に関するチェックシートを実施する。

2 発注者綱紀保持に関する競争参加有資格者への周知について

平成22年度に引き続き、以下の取組を実施する。

(1) 近畿農政局ホームページに、当局における発注者綱紀保持への取組状況について以下の資料を掲載する。

(<http://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/index.html>)

①対策の概要を取りまとめた「事業者の皆様へのお知らせ」

②近畿農政局発注者綱紀保持委員会設置要領

③近畿農政局発注者綱紀保持委員会の議事概要

④農林水産省発注者綱紀保持規程

⑤発注者綱紀保持委員会規則

⑥農林水産省発注者綱紀保持マニュアル

(2) 以下の内容について、入札公告への掲載及び発注窓口における掲示を行う。

併せて、発注窓口にチラシを備え付け、関係事業者等への周知徹底を図る。

①農林水産省においては、発注者綱紀保持規程等を制定し、綱紀保持対策を実施していること。

②不当な働きかけを受けた場合は、ホームページに公表すること。

平成22年度発注者綱紀保持対策の実施状況について

1. 発注者綱紀保持講習等の開催状況

開催日・講習等名	受講者	摘要(講師)
8/30(月) 第1回近畿農政局発注者綱紀保持講習	本局、農政事務所及び事業(務)所の管理監督者、発注担当職員、瀬戸内海漁業調整事務所発注担当者 計 48名	・公正取引委員会近畿中国四国事務所経済係長 ・片岡経営研究所長 ・大臣官房経理課、赤堀監査官 *発注者綱紀保持に関するチェックシート実施
2/21(月) 第2回近畿農政局発注者綱紀保持講習	本局、農政事務所及び事業(務)所の管理監督者、発注担当職員、瀬戸内海漁業調整事務所発注担当者 計 32名	・公正取引委員会近畿中国四国事務所経済係長 ・片岡経営研究所長 *発注者綱紀保持に関するチェックシート実施

2. 発注者綱紀保持対策の競争参加有資格者への周知状況

平成22年度近畿農政局発注者綱紀保持対策の競争参加有資格者への周知方針に基づく競争参加有資格者への周知状況は次のとおりである。

(1) 近畿農政局ホームページの掲載状況

- ① 対策の概要を取りまとめた「事業者の皆様へのお知らせ」
- ② 近畿農政局発注者綱紀保持委員会設置要領
- ③ 近畿農政局発注者綱紀保持委員会の議事概要
- ④ 農林水産省発注者綱紀保持規程
- ⑤ 発注者綱紀保持委員会規則
- ⑥ 農林水産省発注者綱紀保持マニュアル

(2) 入札公告の掲載状況(注)

本局、農政事務所及び事業(務)所において入札公告に掲載している。

(3) 発注窓口の掲示状況(注)

本局、農政事務所及び事業(務)所において掲示している。

(4) 対策概要を取りまとめた「事業者の皆様へのお知らせ」の備付け状況

本局、農政事務所、事業(務)所において備付けている。

(注)入札公告の掲載及び発注窓口の掲示の内容は以下のとおりである。

- ① 農林水産省において発注者綱紀保持規程等を制定し、綱紀保持対策を実施していること。
- ② 第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページに公表すること。